

政治倫理委員会

日 時	令和元年 10 月 31 日 (木)	9 時 00 分 開会 10 時 00 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 会議室 3	
出席議員	(委員長) 7 番 大井俊彦	(副委員長) 5 番 平口朋彦
	15 番 鈴木千津子	13 番 中野康子
	12 番 澤田隆弘	9 番 植田博巳
欠席議員		
その他議員		
事務局	局長 植田 勝	次長 原口みよ子 書記 北原 大輔
説明員及び その他議員		
傍聴	1 番 鈴木長馬	3 番 原口康之

署名 _____ 政治倫理委員会委員長

開会の宣告

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

おはようございます。ただいまから、第8回の政治倫理委員会を開催しますけれども、冒頭少し、副委員長のほうから、皆様に少し自分の思いを伝えたいという申し出がありましたので、副委員長のほうから最初に申し出をお願いいたします。

○（平口朋彦君）

改めまして、皆様おはようございます。特別に委員長に許可をいただきまして、協議事項に入る前、レジュメの前で申しわけないんですけども、ちょっと発言をさせていただきたいと思ひまして、許可を願い、了承していただきました。

今回、政治倫理委員会、今回で8回目となりますが、今まで委員会の皆様とこれまで何回にもわたって協議を重ねてきました。その中で、非常に今回はイレギュラーなことがありました。委員長が辞任されると。新たに新委員長、大井委員長が就任されまして、私が副委員長ということにさせていただきました。突発的なことだったので対応にも苦慮しましたが、その中で、ホームページ上に公開されています会議録以外ですね、その後の、まだ公式なものではないんですが、副委員長権限ということで、その後の会議録を見させていただきました。もちろん要点筆記的な部分も多いんですが、その中で、振り返ってみると、委員会が立ち上がった開催要求を、前委員長が口頭では話をされているんですが、こういった開催要求でしたという書面が配付をされていない。また、タイミング的に前委員長が辞職をされたタイミングで審査に入るという決をとったという、タイミングの問題で難しい微妙な状況だったために、審査に入ったこと自体もきっちり当該議員に伝わっていなかったということが、議事録から振り返ってみると、ちょっと気になるところであります。

その中で、我々今回、この政治倫理委員会の委員会規定にのっとり、今回は政治倫理に即した形で議会運営、議事運営をただしていこうということで行っております。その中で、決してこの政治倫理委員会が正義の執行者だとは口が裂けても言いませんが、それでも正しい道を模索していこう、好ましいあるべき姿を進んでいこうということをやっている中で、そういった、瑕疵まではいかないです。不備とも言わないと思います。些細な不備とも言わないと思います。今まで決定してきたことがありますし、きょうまで事実の認定というものを積み重ねてきたので、もちろんこのまま進めても大丈夫だとは思いますが、委員会の副委員長を預かるものとして、本人を呼ばなかったということのプロセスに、少し落ち度まではいかないんでも、どうかなという、ちょっと刺として刺さるものがあります。その部分というものを、今後、今まで7回まで積み重ねてきました。このことは変わらないと思います。11月8日の臨時会で委員長報告をする、またこれから最終的に揉んでいただくんですが、是正措置としてこういう形に持っていくというこ

とまでは、政治倫理規程第2条第1号に抵触するというのも、もう決定しました。こういう形で委員長報告をするということも決定しました。

ただ、一つ、ご本人にお話を聞くというプロセスを入れるべきではないかなと。本来であれば、委員長を補佐する副委員長がこういうことを言うのは非常に好ましくない発言だと十分承知の上で、そのことをちょっと申し上げさせていただきたいと思いました。

皆さんご存じのとおり、本会議場での委員長報告には、審査の経過と結果に疑義がある場合でしか質問ができません。つまり、審査内容、付託事案の内容については踏み込んで質問ができません。そのことを当該議員がされるかどうかは別として、一切関知しない中で委員長報告だけされるということに、当該議員が憤りを感じる場所がもしあったとすれば、それはそれで確かにうなずけるというか、それもさもありなんでしょう。その部分を、一つだけちょっとそういった懸念を払拭させていただければなと思います。

もちろん、この後、皆様のご判断に委ねる部分になるんですが、政治倫理委員会のあり方等を本人がこの場で言うことに関しては、所管外だと思います。政治倫理委員会のあり方を問われるということに関しては、受け付けはしませんが、ただ、審査内容、事実をどう認定してきたかということに対して、もし本人に問われれば、それは言わざるを得ない、こういう形で抵触をしていると判断をしました。採決状況も聞かれれば、採決状況も言うことが適切かどうか分からないんですが、採決をしたということと言わないといけないと思います。

そういうことをするプロセスというものを設けるべきじゃないかなと、私は思ったので、今ここでお話をさせていただきました。今後のことを思えば、手続上の些細な不備でも気づいた時点で振り返って、一つずつ埋めていく必要があろうかなと思います。

あとは、皆さんにご判断していただければと思います。

以上、ちょっと長々ですけど、発言させていただきました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

協議事項に入る前の話ですけれども、今、副委員長からそういった手続上の問題、本人の弁明の機会というところなんですけれども、今お話がありましたけれども、これ、本当に大切な問題なんですけれども、ご本人のところに、請求人から請求のあった倫理委員会開催要求書ですか、そうしたものが本人のところには直接いっていないという部分もありますけれども、その辺皆さん、今話をして、ご意見ありましたら出していただきたいと思います。

中野委員。

○（中野康子君）

倫理委員会が開催されるということの通知がいないということは、不備になるのかどうかはわかりませんが、確かにそういう部分があったのなら、是正しなきゃいけないと思うんですけども、倫理委員会が開かれているということは当然知っているわけで、黒板にも書いてあるし、倫理委員会は何時からということも言うてあるので、もし本当にご自分が何か発言したいと思うようなことがあるなら、委員長なりあるいは副委員長なり、事務局なりに、「疑惑を持た

れた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」という第2条の中の2にもあるわけですので、その部分で私たち、不備とは言いがたいというふうに理解をしています。

副委員長のおっしゃっていることも、一理あるというふうには思います。これは皆さんで考えて結論を出せばいいかなというふうに思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

この件については、きょう、委員会として判断して、今言ったように結論を出していただきたいと思いますので、協議に入る前に、この件は解決していきたいと思います。

何かありますか。ほかに。

植田委員。

○（植田博巳君）

私は、今までずっと、やはり政治倫理に要請が出た時点で、委員会が開かれた時点でやはり当該の方には、その規定上に文言的に要請書を当該議員にやっていますよということは書いてありませんけれども、通年のこういう倫理委員会規定の全体と言うんですかね、前提の中では、やはり当該議員に知らせることが、正式に知らせることが適当だと思うんです。それが常識なのかなと。

もし、仮に自分が当該議員であったならば、いろんな媒体を設けて情報を得たとしても、正式に自分のことが該当議員としてやられているということを正式な形で受けていなければ、この委員会に対して、自らの疑惑を説明しようとしても、説明する手段がない。手段がないというのか、そういう書面が来ていない以上、申し込みさえできないのではないかなと。自分の立場として考えてみると、そう思います。ですから、そういう書面をもって、今自分のことがこうやっていると、こう議題に上がって、今政治倫理を行っていますということを、やはりいただかなければ、形として発言する機会を得られなかったというふうに思うわけですので、やはり平口副委員長が言ったように、やはり意見を聞くということのプロセスというのは、その要請書を、こういうことが出て、今倫理委員会をやっていますということで、ご意見があれば来てお話してくださいというのが通常のルールではないかなと、私はこう思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ありがとうございます。

副委員長。

○（平口朋彦君）

先ほど、議事録、まだ公開されていない部分の議事録を拝見させていただきましたと言いました。要点筆記の部分もあったんですが、きっちりと文字起こしをしていただいた部分を見たのがありまして、一つ気になるのが、10月10日の時点で、当該議員が、「おそらく私のことであろうかと思われませんが」と、あくまでも推測の域を出ない形で話をされているんですね。審査の前段階であろうと思いますということもおっしゃっていました。

そういうことで言いますと、疑惑は持たれているかもしれないというふうには、薄々感じているが、きっちりと疑惑を持たれたということ、ご本人は感知していないという発言をされております。

また、審査の前段階だというふうにも言われています。審査に入りました、正式に入りましたということ、ご本人が知る機会というものは議事録を追う中でちょっとなかったかなと。当然、そういうふうに読み解ける部分は委員長がきっちり報告をしていただいています。正式な形で協議に入ったということは、委員長は報告はしていただいているんですが、その部分もあくまでも言葉ですので、受け取りようによっては、受け取り手が審査に入っていないというふうに、そごとして受け取った可能性もあります。

そういった意味で言うと、疑惑を持たれたとご本人が感知をして、その瞬間から疑惑の解明に努めるということが本人はできたかもしれないんですけど、疑惑を持たれたと正式に本人は感知していなかったのかなと、議事録の中では振り返ってみると思ってしまうということが、今回ありました。その部分だけです。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

私が少し軽率だった部分が一点ありまして、10月17日の全員協議会の中で、各委員長報告ということで、倫理委員会の委員長報告ということで私が当日発言したのは、9人の請求人から請求があった件、当初一人離脱しましたので最終的には8人の請求人から請求のあった案件について、現在協議をしていますというふうに発言しました。

その協議という表現が、審査というものの捉え方が、ご本人が、多分協議というものと審査というものをどういうふうに考えているのかというふうに、そこで多分考えたと思うんですけども、本来なら審査に入っていますという表現をすればよかったんですけども、私、協議という表現をしてしまいました。そういうことで、今、副委員長等からも話が出ているように、ご本人が正式に審査をしているという認識がはっきりとされていないのではないかと、少し私も心配をして、心配というか、少し手続上の問題、発言上の問題で少し不備かなというふうに、私も反省しております。

私、最終的には考えたんですけども、そうした意味で、ご本人からご意見、ご弁明をいただく機会を持つとするならば、もう実質的に8日の臨時会では間に合わないと思います。そうなってくると、正式にそうした場を設けて弁明をいただいとということになると、12月の定例会の初日というか、そこまで持っていかないと、少し期間的に無理かなというふうに、今の段階では思います。

そういうことも考えながら、この件についてももう少し皆様のご意見を、その辺も踏まえた中でご意見いただければというふうに思います。

副委員長。

○（平口朋彦君）

今まで積み上げてきたことを、ちゃぶ台返しするわけにはいかないと思うんですね。今こうや

って発言させてもらっていることが、ちょっと手戻りになっていることは十分承知の上で発言をさせてもらうんですが、今まで事実を認定してきました。抵触するというのも決をとりました。11月8日の臨時会でこれを委員長報告をするということも、皆さんにご同意をいただきました。そのことがひっくり返ってはいらないとは思いますが、今、こういうふうなお話をさせてもらっている本人が言うべきことではないとは思いますが、11月8日に委員長報告をする、是正措置をあわせてするという事は動かしがたい決定事項だということ踏まえて、その中で皆さんにお諮りをしたい。11月8日ですと、あすの1日、また明けて、5日、6日なのか。5日が全協で、その後お昼から正副議長の公務が入っていますので、5日はもう基本的に現実的に無理。1日ないしは6日、7日ですか、6日、7日の中で日程調整ができるのであればという投げかけでお願いしたいと思います。

このことが、皆様、6人で諮ってきた決定事項を大きく揺るがすことになることは、私はよろしくないと思いますので、1日、6日、7日で日にちがとれるのであればということで、ちょっとつけ足しになって申しわけないんですが、そういう形でお諮りいただければと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

いずれにしても、この後の協議。

鈴木委員。

○（鈴木千津子君）

これまでの皆さんの意見、聞かせていただいて、私も考えるには、やはりきちんと本人に審査に入ったと、入るか入らないかわからないうちに本人に言う必要はないと思っていました。しかしながら、審査に入ったということが、きちんと本人に知らされていないということを考えると、やはり私たちの手落ちの部分がそこにあったのかなと思ってますし、やはり実際に起こったことは私たち現場にいて、確かに私たちが感じていたことだったものだから、そこは必要ないかなとこれまでも思ってきました。

しかしながら、今おっしゃったように、弁明の機会を与えても、基本的に私たちこの委員会は、本当に8日までですので、この期日をきちんと守った中で本人にその機会を与えても、これはこの倫理委員会の規定の第9条には、できる規定とはなっているものの、しかしながらここは罰を与えるという意味では決してありませんので、本人に、短い期間の中で、また忙しい中で申しわけないけど、その中で日程をとれるのであれば、与えてもいいのではないかなと思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

私は、別に委員会で8日の臨時会ということで決まってきたことですがけれども、それは、この進め方、内容によっては8日にこだわる必要はないと、私は思っています。ですから、それは延ばすということも、この中で一つの審議事項にさせていただきたいというふうに思います。

というのは、いかんせん、今、この後協議に入ります審査報告書あるいは是正措置、これについては、この当然本人をお呼びするには、このこうした措置をする当然前段階でお呼びしてお話を聞いて、その辺も含めた報告書あるいは是正措置にしていかないと、それは万全ではないとい

うふうに思いますので、本人を呼んですぐ是正措置という手続上の期間は、ちょっと無理だと思っています。

私の考えとしては、本人からの意見聴取、弁明を聞いた上で是正措置あるいは報告書をつくっていくという手続上が必要かなというふうに思いますので、私は、もしご本人をお呼びするとすると、8日の臨時会では、私は無理だと期間的に思っています。

いかがでしょうか。私は無理だと思えます。

平口委員。

○（平口朋彦君）

前委員長が、これが第1回目が7月17日です。第1回目から第3回目まで前委員長のハンドリングでやられておりました。前委員長がどういう形で政治倫理委員会を進めていくかというところは、我々委員はただの委員一兵卒として、ちょっと緩やかかなと思いつつも、進め方に沿って、のっとなって協議を重ねてきました。また、今し方、大井委員長がおっしゃったように、大井委員長が就任された直後から、非常に綿密に委員会を開催していただきました。そういった中で、私が補佐でき得なかった部分も反省点としてはあるんですが、大井委員長が一つずつ丁寧に、かつスピーディーに行っていたことに関しては、何ら落ち度はなかったと思います。

そういった中で、私がこの提案をさせてもらってはいるんですが、委員長が、委員長ご自身のご判断でハンドリングで11月8日では間に合わないということをおっしゃるとすると、今まで積み上げてきたことを、一旦リセットしてしまうという形になるので、その部分が動くことは、私は非常に本意ではありません。その結果というものは、崩したくないという思いがあります。そこまで委員長がご判断されているのであれば、そのことも含めて、私は11月8日ということをお動かさないということも含めて、今後ちょっと皆様のご意見をお聞きしたいと思えます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

何かありますか。

澤田委員。

○（澤田隆弘君）

ここまできましたので、もう11月8日に委員長の報告ということになっておりますが、今、その話をまた盛り返すような話が出てきたので、ちょっと戸惑うんですが、私はもう、委員長に任せます。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

ほかにありますか。

植田委員。

○（植田博巳君）

当該議員の方に、手続をとってお話を聞くということで、話がされたということで認識していただけますけれども、よろしいですね。そういった中で、お話を聞いた中で、やはり今までの協議、この是正措置等について、変更がある可能性は否定できない、委員長がおっしゃったように。そ

してなおかつ、ここの報告書の、今配付されています、その他の中のこの本文について、いろいろこういった形で見直しも必要だよとか再検討が必要だよという話も出ているものですから、それらも含めた形の中で期間を、11月8日を延期して12月になれば、そういう形も当然選択肢として出てくるのかなと思いますので、そこら辺をどうするかということで、11月8日までに今までのことを確定してやるという話と、12月に持っていくと、期間的なタイムスケジュール的な問題もあるけれども、非常に難しい問題だなと。できれば、やはりこれを、やはりちゃんとした形で終了させる。いろんな一般の方々が見てもおかしくないというような形ですが、やはり本筋かなと思っています。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

今、私が日程的なことの発言もいたしました、というのは、ご本人の弁明の機会をセットして、はいそれでは是正措置、それはこういうことですよというわけにはいかないと思うんです。ご本人から弁明の機会を設けてお話を聞いて、そのお話を聞いたものについて、もう一回委員会を開かないといけないと思います。本人の話聞くだけで、もうすぐ報告書というわけにはいかないと思いますので、本人から話を聞いたら、そのお話の内容について、再度委員会を開いて、そのご本人のお話の内容を委員会として協議するという場を持たないといけないと思います。そうなってくると、8日では無理だという、さっきそういう意味で私は発言しました。

だから、私は8日、もう着地点はほとんど見えているものですから、手続上の話ですので、8日にこだわらなくても、12月の議会の初日でも、それは別に何ら問題はないかとは思っています。それよりも、ちゃんとした手続上、あるいは委員会の協議、ちゃんと進めていって、最後の落としどころにいったほうが、私は委員会として悔いを残さないような形になるかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

平口委員。

○（平口朋彦君）

ちょっと、私と先ほどの植田委員との話で、ちょっと私と認識のそごがあったので、ちょっとつけ足しをさせていただきたいのですが、私は当該議員を呼んで是正措置に影響が出るとは必ずしも思っていないんですね。というのは、もし当該議員を呼んで、今までの委員会で出してきた見解が変わるようであれば、呼ぶのと呼ばないので結果が変わってくるということですよ。その結果は変わらないよという認識で今まで進めてきたと思うんですよ。なので、当該議員が来たから、もちろん報告内容は変わってくると思います。当該議員を呼んだということを報告の中に盛り込んでくることはあると思います。ただ、是正措置に至るまでの、今までの積み上げてきた協議というものは、当該議員が来ようが来まいが、変わらないと私は認識をして発言をさせていただいておりました。

確かに委員長がおっしゃるように、当該議員を呼んで、何も委員会としてそのことを振り返らずに、話をせずには是正措置というのは、確かにおかしいとは思っています。ただ、当該議員退出後に、そのことも含めてお話をするという機会が設けられますし、その後に、前もって用意していた

是正措置について、本日のレジュメにあるんですけども、前もって用意した是正措置について、文面を変える必要があるのかどうかということ協議するタイミングというのとはとれるのかなというふうに思って、ちょっと私は軽々にこの提案をしちゃっているんだな、逆に言えば、委員長に非常に重い決断を迫ってしまったんだというのは非常に反省をしているところですが、私としては呼ぼうが呼ぶまいが、逆に言うと、結果が変わると今までの7回は全て無駄になってしまうと思っているので、7回の実績というものは変わらないと、ここを出してきたものは変わらない。あくまでも手続上の問題で、逆に言えば、今まで決してきたこと、決めてきたことというのを、お越しいただいた方にお話をする、説明をするということは十二分にあるのかなとは思いません。どういう判断のもと、こういう形になったんだということを問われるのであれば、お話しはできるのかなと思っております。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

局長、期間的な話なんですけれども、期間的というかスケジュールの点について、局長としてはどんな考えを思いますか。今の皆さんの話を聞いて。

事務局長。

○事務局長（植田 勝君）

8日の臨時会に間に合うようであれば、それにこしたことはないと思います。なぜかと言いますと、この委員会自体が、議長が指名して委員会が成り立っていると。改選によって議長が交代ということになるものですから、その辺がどうなのかなというのが一つ、思うところであります。新しくなった議長がそのまま今の委員の皆さんを、今の規定というか、それでいくと指名になっていますので、するのか、いろいろ考えて、これ自体が新しい体制になったら見直しをというのでも検討されていると思いますので、できればやっぱり8日に一応の決着をつけるということで、8日なんですけど、例えば7日にご本人を呼んでそれからという話になっちゃうと、非常に厳しい、はっきり言ってちょっと無理なのかなという思いはありますが、6日でしたら、ちょっとスケジュールを見ていないんですが、朝からやってもらって、ご本人を呼んだ後、引き続いて委員会をやってもらって、結論が出て、その後6日、その後から7日にかけて事務局で会議を振り返って、正副委員長と相談させてもらいながら8日に臨むことができれば、それが一番かなというふうに思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

中野委員。

○（中野康子君）

私も、まさに事務局長のおっしゃるとおりだというふうに思います。それと、先ほど副委員長が言ったように、やはり是正措置は変わらないと思う。というのは、今まで審査に入ってから、全て本人がお話したことのあれを全部洗いだしているわけです。だから、その中でこれが決定されたということでもありますのでね、この是正措置は変わらないので、ご本人を一度呼んで、そして弁明の機会を皆で聞く、その機会を持って8日に臨むというのが、私は一番ベストかなとい

うふうに思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それでは、まずスケジュール的な話になるんですけども、8日の委員長報告、本会議でやるということで、それはよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

では、8日の委員長報告は予定どおり行うということ。それから、ご本人の都合もあるかと思うんですけども、きょう連絡しないといけないと思うんです。もしそういうことになると。6日の、どう事務局。6日の9時ということで。可能。皆さん、6日の9時ということで可能ですか。

それでは、6日の9時から委員会を開いて、ご本人を呼んで弁明の機会を持って、7日に調整して8日に臨むということにしますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

局長、いいですかね、そんな形で。いいですか。

では、そんな形でまずいきたいと思います。

ご本人には、きょう連絡をということで。

ご本人が都合が悪いという困るだけだね。

副委員長。

○（平口朋彦君）

もしご都合が悪いのであれば、いたし方ないのかなという部分はあります。こちらとして投げかけをして、公務として開きますということでご案内をした結果、ご本人がやむを得ない事情でご出席されないというのであれば、それはいたし方ない部分かな。ただ、こちらとしては投げかけをしたということにはなるとお思いますので、その場合は、できれば本日中にご返答というものをいただければ、6日実際開催するかしらないかというものを、委員皆様にご通知できると思うんですね。ご本人が見えられないのであれば、6日皆様に集まっていただく必要はないので、ご本人のご返答を、可能であればきょう中にいただければと。ご本人が出られないのであれば、通知はしましたが、残念ながらそのままお話を聞くこともなく8日という形になりますし、出られないのであれば、委員会も開く必要もないと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それでは、ご本人のところへの連絡は私がしたほうがいいですか。

事務局長。

○事務局長（植田 勝君）

口頭連絡にするのか、例えば通知をもって連絡をするのか、その辺をちょっと決めてもらって、通知だったらすぐつくりましますので、逆にこの政治倫理規定の第9条で呼ぶのか、第2条の第2項。

また9条ですと、参考人という形で呼ぶようにするのか、それは基本的にはこの委員会の中で必要なしということで、前回か前々回か何かで決まったような気がするんですが、第2条の第2項ですと、「自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」ということですので、そういう機会を与えますよという通知になるのかなと思います。どれでやるかによって文面も変わってくると思いますので。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

文書にしますか。そのほうが手続上。

第2条の2項のほうは、ご本人の努力規定ですよ。そうすることができる。しなければならないという、これ、ならないという本人の努力規定と、第9条のほうは委員会としてできるという規定ですよ。ですから、第2条第2項及び第9条第1項の規定により、ご本人の話を聞く機会を設けますのでご出席願いますという形の文書。

○事務局書記（北原大輔君）

第9条ですと、これはどっちかと言ったら能動か受動かの違いかと思うんですけども。

能動的に、第2条のほうは当該議員の、先ほど来、委員長が言われているように、当該議員の努力義務ということになりますので、もし第2条第2項のほうでということであるなら、あくまで通知的には今回審査に入りましたよと。本人が来るか来ないかはご本人次第ということになりますので、本人がもしそこで必要がないというふうに判断をすれば、先ほど来、11月6日という話になっていますけど、11月6日は本人がいないという可能性も一つとして考えられると思います。それは本人次第というところがありますので。ただ、第9条のほうで本人に対して通知をするとなると、委員会として本人に求めることに、参考人として出席を求めるということになりますので、どっちかという強制力が伴うことになりますので、その違いかと思います。

ですので、両方で通知をかけるというよりは、どちらかで通知をかけるというふうになると思うんですけど、先ほど局長も言ったように、前々回ぐらいのお話で、基本的には委員会としては事実確認が会議録でとれているので、参考人としては呼ばないというようなお話も出ている中で、どっちで呼ぶかという話になると思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

委員会として通知を出すとなると、どっちかと言うと、委員会のできる規定、ご本人を呼ぶことができる規定ということになれば、第9条第1項により通知しますというふうな形のほうが、委員会としてはいいと思います。第2条2項のほうは、あくまでもご本人が、例えば委員会に申し出てそういう機会を設けてくださいというような規定ですので、通知は第9条第1項かな。委員会として、そういう機会を設けますと。

○事務局書記（北原大輔君）

そうしますと、前々回ぐらいにちょっと話した、必要ないよというような結論が何回か前の委員会で出たところになると思うんですけど、それがちょっと変わって、委員会として参考人として当該議員を求めるということで、要は変更になるということでもいいということですね。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

事務局長。

○事務局長（植田 勝君）

事務局側からちょっと考えを。個人的な考えなんですけど、先ほど来、お話が出ている中で、良知識員のほうが審査に入ったかどうか定かではないと。わかっているか、わかっていないか、そこら辺がはっきりしていないということですから、まずその通知の中には、審査に入ったというのを一言入れて、その中で、審査に入ったかどうかわからないので、自分が発言する機会がないということも考えられますので、審査に入ったよ、何か発言をする場合にはこの日に時間を設定したのでというふうなほうが、何かスムーズかなと。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

そのとおりで、審査している中であなたのお話を聞かせていただく機会を持ちたいということだよ。そうすれば、審査の中でのそういう一環的な私の弁明の機会かなというふうに思われると思うんですよ。だから、そういう表現のほうがいいと思います。

○事務局長（植田 勝君）

そうすると、第9条でいくと、やっぱり前々回委員会の中で決めた、会議録等で、そのことがひっくり返るような形になるので、なのでどちらかというと、第2条の第2項のほうの形で審査に入ったことを周知して、委員会としてはこういう機会を設けますのでということで、言いたいことがあれば出席して委員会を開きますので、そこで申し出てもらいたいというほうが、何となくスムーズかなと。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

第2条2項のほうでいくと、本人の努力義務規定なものだから、委員会としてこういう機会を設けますので出てくださいよという表現はできないと思うんですよ。第2条2項だと。第2条2項は、あくまでもご本人が希望して努力義務として、例えば局長とか私のほうへ言ってきて、そういう機会を設けてくださいよというものだから、通知を出すとなると、第2条2項だと、委員会としての通知は第9条だと思うんですよ。

平口委員。

○（平口朋彦君）

委員長がおっしゃるとおりだと思うんですね。第2条2項は努力義務ということで、その努力を務めなければならないと、あくまでも主体者は当該議員だと思うんですね。そういった意味で、逆に言えば、第2条2項ないしは第9条に基づきという言葉って、枕詞として必要なんですかね。審査に入りました。つきましては、委員会としてお話を伺いますという、この根拠の条項を特段示さない状態で投げかけるということも可能かなとは思っていますよ。なので、根拠条項なしで通知を出すということは無理ですか。無理ですかって、根拠条項なしで通知を出すという方向をちょっと検討していただければと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それも一つの手かなというふうに思いますけれども、第2条2項で通知を出すというのは、ちょっと無理がある。だから、根拠条項を示さずに、副委員長が言ったような形にするのか、第9条第1項を根拠条項として通知を出すのかと。

通知を出すということはいいですよね、それでは。

平口委員。

○（平口朋彦君）

なぜ、今そういう話をさせていただいたかということ、第9条だと、審査のため必要があるときはって、審査はもう終わっているんですよ、実を言うと。審査はもう終わりの段階だと思うんですね。ただ、お話を聞くというプロセスは必要じゃないかということでもさせてもらっているんで、この第9条で、根拠条項として第9条を持ち出すと、お話を聞くことによって、また審査がその後継続するというふうにもとられると思うんですよ。ただ、事実を今まで積み上げてきたというものがあって、この結果は動かさないということに基づいてお話を聞くのであれば、第9条もそぐわないのかな。意味合いとしてはむしろ第2条なんですけどね。局長のおっしゃるように、意味合いとしては第2条なんですけど、第2条ですと、先ほど来、委員長も中野委員もおっしゃっているように、努力義務を通知の根拠とするのは、ちょっといささか、主体者がむこうなので、委員会から出すのもちょっと語弊があるのかなと思って、それを満たすために開きましたと言って、何かおかしいじゃないですか。努力義務を満たすためにこちらのほうからわざわざ開きましたというのも、ちょっとおかしいかなと思って。根拠条項を示さずに、もう招集という言葉は別として、通知を出してご出席を願うということができるのかな、ありかなと。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

事務局長。

○事務局長（植田 勝君）

ありがとうございます。自分が考えていたことは、あくまでも審査に入ったか、入っていないかわからないので、ご本人が。審査に入ったよということを、まず通知するんでしたら、それを入れてやって、審査に入っているか、入っていないかがご本人がわからないので弁明する機会がないじゃんねという、ご本人がもしそういう考えだったら、審査に入りました、については第2条第2項により、その機会を委員会として設けました。審査に入っているということをご本人が承知しているんだったら、これは全然関係ないと思うんですけど、審査に入ったかどうか、ご本人がわからない中で、弁明する機会がご本人がもしないというふうに捉えていたんでしたら、審査に入ったので、倫理規定で第2条によって必要があれば来てくださいねみたいなのもいいのかなと、必要があればですよ。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

第2条2項の場合は、通知しますので出席してくださいという表現はできないと思うんですよ。できないです、それは。こういう機会を設けますと。あとはあなたの判断に任せますよというこ

となんですよ。

事務局書記。

○事務局書記（北原大輔君）

ちょっと、多分今度、今度というか11月6日に当該議員を呼ぶに当たって、ちょっと事務局的に、意見が二つあるかなというのがある、多分平口委員のほうが、副委員長がおっしゃられているというのは、基本的に審査が終わった中で当該議員を呼んでお話を聞くと。そういった中で、多分審査してきた結果なんかも含めてお話をするというようなニュアンスで副委員長はおっしゃっているかと思います。

もう一方は、植田委員や委員長なんかは、今回審査をしているよということ自体を伝えていないということがあったものですから、それを伝えて弁明の機会を設けると。弁明したことによって、もしかしたら審査内容、是正措置とか、そういったところに影響を及ぼす可能性がある。要は、審査をしていくに当たって、こう言ったら申しわけないんですけども、少し政治倫理委員会側に手落ち、通知的などころの漏れがあったものですから、改めてそれを審査することになって、弁明の機会を設けた上で、もう一度少し審査をするというようなニュアンスを含んでいるかと思います。

なので、そこの違いで、副委員長がおっしゃるのは、基本的にはもう審査結果、当該議員に対する是正措置は変わらないというのが一つの意見と、お二人がおっしゃられるのは、弁明によって、もしかしたら審査結果等に影響を及ぼすかもしれないというようなことが変わってくるので、そこをはっきり、呼ぶに当たっても、どういうスタンスでお聞き、いろいろ当該議員からお聞きするのかというのをはっきりさせたほうがいいかなというふうに。

なので、その違いによっても第2条か第9条かもちょっと変わってくるのかなというふうに少し思いました。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

当然、ご本人に来てもらうものですから、そこで、来てもらえるかわからないけれども、話を聞くということの場を設けるものだから、そのお話の内容によって、当然それは審査活動というか、審査の作業に影響は当然及ぼしてくると思うんですよ。少なからずね。だから、その辺はまず、是正措置も報告書も確定しちゃったものだから、形だけ手続上の問題だけで呼ぶよということじゃなくして、もしかすると、そのまま是正措置も報告書も変わらないかもしれないけれども、お話の内容によっては、若干影響もしてくるケースもあるということは、含み置いておいたほうがいいと思いますよ。

それは、副委員長いいでしょう、そういう意味で。

副委員長。

○（平口朋彦君）

これ、引用するのはいかがかと思うんですが、きょう配付されているので、あえて引用させていただきますが、この是正措置案を見れば、ここには事実しか記載しておりません。その事実が

議会運営上好ましくないよということを記載しております。なので、もちろんお話を聞くことによって、委員会委員の皆さんが、さらにいろいろな思いというものは持たれるのかもしれませんが、この是正措置が事実ではなくて、主観的な思いというものが入った是正措置ならともかく、客観的な事実しか述べていない以上、是正措置自体が余り変わることはないと思います。

ただ、委員長が今おっしゃったように、委員会として、その振り返りをしたときに、報告、また委員皆さんがどういうふう感じたか、どういう発言をされるかというものは、盛り込まれてくると思います。それは、そこの部分が審査だといえれば審査だと思えますし、先ほど来、申し上げているように、是正措置自体は事実を認定し、ここに事実以上のものを含んだ形で記載しているわけではなくて、まんま事実しか記載していないので、ここが変わることはないのかなと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

いいですか。是正措置については、今、副委員長が言われたとおりでと思うんですけども、ご本人のお話の内容によっては、議長宛の報告書、こちらに少なくとも、少なからず影響を及ぼす可能性がありますので、もし少なくとも影響を及ぼす可能性があるのならば、第9条第1項に基づいて通知をしたほうが、私はいいと思います。

植田委員。

○（植田博巳君）

私は、手続上の問題で呼ぶということと呼ぶことになりましたけれども、今、現時点で呼んだときに、そして呼んで来ていただいて、発言していただくと。それは、やはり委員長がおっしゃるように、発言内容によって、やっぱり報告内容が変わる要素はあるし、そのために呼ぶという形にしないと、ただ手続上の問題で呼びました、だからいいでしょうって、そういうことだと、またこれは問題が出てくると思うので、やはり今、委員長がおっしゃったように、そこら辺の内容について、文言が変わるとか、あるいは8日にするんだったら、6日に呼んだら6日の終わった後に、その辺の協議をしていくといいのかなと思うんですけど。だから、第9条の第1項で呼ぶということですので、そういう形でしていただければいいのかなと。

いずれにしても、ただ手続上呼びましたよだけでは、そういうような捉え方をされると、倫理委員会が問題になると思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

どうですか、そんな形で、文書で第9条第1項を根拠規定にして、通知をきょう出すということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

では、そんな形で進めます。

事務局長。

○事務局長（植田 勝君）

通知のほうには、今、委員長がおっしゃられたとおり、根拠規定を、通知ですから載せて出すべきだと思います。それは事務局のほうでつくりましますけど、ここの第9条第1項の場合の参考人という場合は、良知議員だけでいいという解釈でよろしいですね。議長はもう呼ばないということで。参考人として両方呼ぶんじゃないかと、片方だけ呼ぶということで、委員会としては。その確認をお願いしたいなと思います。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

議員及び参考人になっていきますけれども、議員でいいと思います。議員で。

では、そんな形で進めさせていただきます。

では、スケジュールについては、6日の9時に設定して、ご本人が来ていただいた場合、お話を聞いて、その後、本人退場後、再度委員会を開いて、そのお話を聞いた件について、再度協議を委員会として、その日のうちに行うという形で、8日には予定どおり委員長報告していくという形でよろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

わかりました。

では、事務局、そんな形でいきますので。

2 協議事項（1） 委員会の審査報告書について

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

では、協議のほうに入りますけれども、もうちょっと重なっていますけれども、最初は現時点での委員会の審査報告書について、正副と事務局に入ってもらって、調整しました。この辺ちょっと、きょうの時点ですので、これは確認していただいて、ご意見があればいただきたいというふうに思います。まず最初に（1）から、ちょっと読んでいただきたい。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、（1）の委員会の審査報告書について、きょうの時点では一応確認をいただいたと。

2 協議事項（2） 是正措置について

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

次に、（2）の是正措置について、少し読んでいただきたいと思います。

皆さんにまず、お願いをしておきますけれども、この両文書については、議員個人の特定にかかわる個人的な文書ですので、取り扱いには十分注意していただきたいと思います。

是正措置のほうについてご意見があれば。これもきょうの時点です。まだ、ご本人の話を聞いていませんので。

植田委員。

○（植田博巳君）

私は、当初から、この内容的には理解はされているんですけども、政治倫理規定には該当しないというふうに言っておりますし、そう思っていますので、これについてはノーコメントです。

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

わかりました。

これもきょう時点です。

それでは、よろしいですか。きょうの時点で。

では、事務局これで、きょうの時点では。

事務局書記。

○事務局書記（北原大輔君）

一点だけ補足をさせていただきたいと思います。委員会の審査報告書のほうにつきましては、現時点では臨時会の日には委員長報告をされるというふうになっておりますので、委員長報告当日には、全議員、当局も含めまして議場に配付をするということをご承知おきいただければと思います。

2 協議事項 (3) その他

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

それでは、(3) その他に入りますが、何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（大井俊彦君）

よろしいですか。

それでは、6日の9時に委員会を開催しますので、よろしくお願いたします。

では、これで委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

〔午前 10時00分 閉会〕